

「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関する意見募集に寄せられた御意見について

令和4年10月12日
内閣官房
新しい資本主義実現本部事務局

「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」について、令和4年9月13日から27日まで、御意見を募集したところ、622件の御意見をいただきました。

今回お寄せいただきました御意見の概要とそれに対する考え方を別添のとおりとりまとめましたので公表いたします。とりまとめの都合上、御意見は適宜要約等させていただいておりますが、いただきました全ての御意見について、今回の法制度の検討において参考にさせていただきます。

今回多くの御意見をお寄せくださいました皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

	意見の概要	考え方
1. 法の背景、目的等 (「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」(以下「案」という。)) 1 現状と課題・2 方向性(本文関係)		
(1) 目的		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「安定的に働くことができる環境」に「安全に／安心して」を追加すべき ・「安定的に」ではなく「安心して」とすべき ・「安定的に」は、安定性以上に自由度や柔軟性を重視するフリーランスが一定数存在することを踏まえ再考すべき など 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、フリーランスが安定的に働ける環境を整備するため、フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備を図るものです。また、フリーランスの自由度や柔軟性を制限することを意図するものではありません。
(2) 定義		
①フリーランス	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な定義とすべき(労働者との区別など) ・案1 現状・課題を踏まえ、全ての業種に等しく妥当する根拠を示すべき ・対象(他人を使用していない)を拡大すべき — 家族従業者がいる場合や一部再委託を行う場合を含む「雇人がいない者」と変更 — 雇人がいても実質的に他人を使用していない者も含む ・該当性の判断は取引ごとに行われるべき ・「事業者」の用語の混同が見られる(事業者を「他人を使用する者」と定義する一方でフリーランスを「他人を使用しない事業者」と定義している)のできちんと整理すべき など 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものであることから、規制を特定の業種に限定することは考えていません。 ・組織としての発注事業者と、個人としてのフリーランスとの間には交渉力や情報収集力において差があることから、トラブル回避等の観点から規制を設ける必要がありますが、フリーランス取引の現状・実態を踏まえ、その規制対象たる事業者は明確に定め、他人を使用していないことなどを

<p>②義務の対象となる事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な定義とすべき（業務委託の定義、仲介事業者を含むか など） ・ 対象を拡大すべき <ul style="list-style-type: none"> － 他人を使用しない事業者（フリーランス）も対象に － 契約類型を特定しない ・ 仲介事業者について、職業安定法等も参考に、フリーランスの保護に係る業規制を検討すべき ・ 対象を狭めるべき <ul style="list-style-type: none"> － 真に必要な業種等に限定 － 農林漁業、シルバー事業など特定の業種は対象から外す <p style="text-align: right;">など</p>	<p>フリーランスの要素の1つとすることで検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本案は、まずは、フリーランスと発注事業者の間の取引の適正化を目指すものであり、仲介事業者に係る規制は置かないこととしています。なお、仲介事業者のうち、発注事業者から受注した業務をフリーランスに再委託するものについては、フリーランスに業務委託をするものとして、本案の規制の対象となります。 ・ 本案の適用対象につきましては、基本的には業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものであることから、規制を特定の業種に限定することは考えていません。しかし、規制対象となるフリーランス取引の範囲については、適切な規制となるよう、取引に係る歴史的経緯、地域特性、規制の必要性等の実態を踏まえて検討します。
---------------------	---	---

2. フリーランスに業務委託を行う事業者の遵守事項（案2. 方向性）の（1）関係）

（1）遵守事項全般

- | | | |
|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・事業者にとってフリーランスの特定は困難・相手方の雇用状況をどの時点で確認するのが適当か、状況に変化があった場合の適用関係など明確な考え方を示すべき・双方の合意による手続きの簡素化を認めるなど事業者に対して過度な負担を強いることのないようにすべき・中小・小規模の事業者が現実的に対応可能な内容とすべき・フリーランスに対する発注控えや取引停止につながることのないよう、内容について慎重に検討すべき・多様な取引実態に即した内容とすべき・他法で同様の規制がある場合の適用関係の明確化が必要・フリーランス同士の取引に適用する範囲を広げるべき・継続的な業務委託のみ対象としている規定<ul style="list-style-type: none">－継続的な業務委託に限定すべきでない－個別発注の受託判断権を受託者が実質的に有している場合は適用外とすべき・基本契約と個別契約の2本の契約が存在す | <ul style="list-style-type: none">・本案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものであることから、実効性は担保しつつフリーランスに業務委託を行う事業者にとって過度な負担とならない規制とする必要があり、フリーランスに業務委託を行う事業者の遵守事項のうち一定の規律については、発注事業者に経済的に依存し、従属的な立場に置かれるおそれがあると考えられる継続的な業務委託を締結している場合の義務とすることが適切と考えています。・本案の一部は、フリーランス同士の取引についても適用がされます。・本案の適用関係につきましては、施行までの間に、ガイドライン等で分かりやすく明らかにしてまいります。 |
|--|---|---|

	<p>るような場合は個別契約のみに適用されるものであることを明確にすべき など</p>	
<p>(2) 業務委託の際の書面交付等 (案2. 方向性) の(1)(ア)①関係)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務の対象を限定すべき (一定額以上の業務委託 / 求められた場合 / 一定規模以上の事業者) ・ 義務を追加すべき (契約後の内容変更時 / 契約更新時 / 国への届出) ・ ひな型 (各事項の記載例) を示すべき ・ オンライン上からダウンロード可能なフォーマットを提供すべき ・ 柔軟な交付方法 (メールやチャット、アプリ上での明示) を可能とすべき ・ 必ずしも契約書を介しての契約締結を求めるものでないことを明記すべき ・ 交付の時期や記載方法は柔軟な方法を認めるべき ・ 簡素な方法をとる場合は相手の承諾を必要とすべき ・ 契約書の締結を義務づける / 契約書と同等の効果があることを明記すべき ・ 記載事項 : <ul style="list-style-type: none"> — 追加すべき (1日8時間週40時間で遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規定は、事業者がフリーランスに業務委託を行う際の、契約内容の不明確性に起因するトラブルを未然に防止することを目的としています。 ・ 書面以外の交付方法については、フリーランスに係る取引の適正化の観点から適切なものとなるよう、メール等の柔軟な方法を幅広く認めるなど、取引の実態も踏まえ検討してまいります。 ・ 記載事項についても、フリーランスに係る取引の適正化の観点から適切なものとしつつ、過度の負担とならないよう必要最小限に絞るなど、取引の実態も踏まえて検討します。

	<p>可能な業務量、ハラスメント相談窓口等)</p> <p>－実態に即した内容／必要最小限の項目に</p> <p>・追加の記載を課す対象：</p> <p>－該当基準（一定期間）を具体的にすべき （年単位など長期間／契約回数2回以上又は概ね1か月程度 など）</p> <p>－特定の業種は対象外とすべき</p> <p>－継続的な業務委託に限定すべきでない</p> <p>－期間の定めのない契約も含むことを明記</p> <p>・契約の中途解除の際の費用：</p> <p>－定めがない限り負担しないことを明記</p> <p>－役務提供の最低保証額／違約金を明記</p> <p>－事前の確定が困難な場合を考慮すべき など</p>	
<p>(3) 契約の中途解約・不更新の際の事前予告（案2. 方向性の(1)(ア)②関係）</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途解約、一定以上の契約期間を経ている場合の不更新は原則禁止すべき ・ 一定の場合に中途解約の事前予告を不要とすべき ・ 事前予告期間の短縮を認めるべき ・ 契約の停止は本規定の適用対象外とすべき ・ 事前予告期間： <ul style="list-style-type: none"> －日数を延長すべき －契約期間の25%の日数前までとすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規定は、契約の期間が一定期間以上である契約の中途解除や不更新について、フリーランスに業務委託を行う事業者がフリーランスに対して事前に予告をすることで、フリーランスが次の取引に円滑に移れるようにし、解除等に伴う時間的・経済的損失を軽減し、フリーランスの安定的な就業環境の整備を図ろうとするものです。 ・ また、契約が中途解除等となる事由も様々

	<ul style="list-style-type: none"> －具体的日数は定めるべきでない －条件引下げにつながらないようにすべき ・中途解約には合理的理由が必要で、ない場合は解約に伴う損害を補償すべき ・更新が繰り返され継続の期待権が生じている場合は不更新に合理的理由が必要 ・契約終了理由の説明： <ul style="list-style-type: none"> －関係者に不利益が及ぶ可能性がある場合には適用除外となるようにすべき －求められた場合に限定すべきでない －契約終了事由に係る契約条項を示すことで足りることとすべき －開示の具体例を示すべき ・事業者は事前予告後に発注義務を負わないことを明確にすべき 	<p>であることから、事業者が予告することが困難な場合等には、事前の予告等を不要とするなどの例外も定めることとするなど、フリーランスに係る取引の実態も踏まえ、事業者による予告・理由の開示が適切に行われるよう検討します。</p>
<p>(4) 業務委託の募集に関する義務(案2. 方向性の(1)(イ)①②関係)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定少数への募集も義務の対象にすべき ・募集時に表示する内容として、事業者の住所、代表者氏名、連絡先を定めるべき ・条件明示のタイミングについて、基本契約と個別契約の2本の契約が存在する場合には個別契約時となることを明記すべき ・募集内容と契約内容が異なる場合： <ul style="list-style-type: none"> －説明だけで条件変更が可能になるという 	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定は、フリーランスが契約の相手方となる事業者を選択するに当たって重要な募集情報について、的確性を確保すること等により、事業者とのトラブルを防止するとともに、フリーランスがその能力を適切に発揮できる契約先を選択できるようにすることで、フリーランスの就業環境の整備を図ろうとするものです。

	<p>誤解を与えるため説明義務の規定は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> －契約解除できる規定を設けるべき －所管省庁に通報することとすべき <p>・掲載事業者は、行政機関から募集内容によるトラブル情報を得た際には募集情報の掲載削除をすることとすべき</p> <p>・契約内容についての規定を設けるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> －募集内容に合わせなければならない －募集時の条件を下回ってはならない <p>・募集の際に、募集内容が契約内容の一部となることを明記すべき など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、契約締結前のフリーランスが契約の相手方を適切に選択するための仕組みについて検討します。
<p>(5) 報酬の支払に関する義務(案2. 方向性)の(1)(ウ)関係)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・小規模事業者の厳しい状況を考慮し、義務の対象を限定すべき ・報酬の支払期日： <ul style="list-style-type: none"> －短縮すべき(30日以内など) －条件引下げにつながらないようにすべき －様々なビジネスモデルの実態を踏まえ、「役務等の提供を受けた日」の考え方を明確に示すべき －役務提供後に報酬金額が確定する場合も考慮すべき －契約内容の変更に伴う納期期間の延長の場合も当初契約時の期日とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託を受けた行為につき履行をしたにもかかわらず、早期にフリーランスに報酬が支払われなければ、フリーランスの事業に係る資金繰りを困難にするだけでなく、その生活まで脅かしかねません。一方で、フリーランスに業務委託を行う事業者に対して過度に厳格な報酬の支払義務を一律に課すことは、発注事業者に無理な負担を課してしまい、かえってフリーランスが業務を受注できる機会を失わせる結果を招くおそれもあります。これらの点を十分に勘案しつつ、フリーランスに係る取引の

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 双方が合意している、事業者に帰責性のない事情があるなど一定の場合には支払の遅延を認めるべき ・ 報酬の支払遅延に係る規定を設けるべき <ul style="list-style-type: none"> － 遅延利息を支払わなければならない － 事業者が支払うことが困難な状況にある場合の救済措置 ・ 未払賃金立替制度のようなフリーランス向けの簡易な債権回収方法を整備すべき ・ 重層的な下請け構造の場合、建設業法も参考におおもとの発注者に報酬未払い等の責任を負わせる仕組構築も検討すべき ・ 事業者の契約変更に応諾できない場合には当初契約に基づく報酬額を全額支払うこととすべき ・ 報酬の支払方法として電子マネーでの支払を位置づけるべき ・ 最低賃金の水準をもとにフリーランスの最低報酬額を定め、事業者にこれを保障する義務を課すべき など 	<p>実態も踏まえながら、規定のあり方を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払期日の起算点につきましても、下請代金支払遅延等防止法の解釈・運用を参考としつつ、フリーランスに係る取引の実態も踏まえながら、規定のあり方を検討します。 ・ 本案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものです。そのため、報酬の支払遅延に係る規定につきましては、遅延利息等は設けないことを予定しています。遵守規定に違反した場合には、勧告（行政指導）や命令（行政処分）の対象とすることを検討しています。 ・ 報酬の支払方法につきましても、フリーランスに係る取引の実態を踏まえて検討します。
<p>（６）フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為（案2. 方向性）の（１）（エ）関係）</p>		
<p>①禁止行為全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定の適用対象： <ul style="list-style-type: none"> － 継続的取引であるかによらず適用すべき（単発取引や短期の業務委託も対象に） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この規定は、一人で業務を遂行するフリーランスにとって、一定期間以上の期間にわたって継続的な取引関係にある場合、一般

	<ul style="list-style-type: none"> －継続的業務委託の該当基準（一定期間、継続性の考え方）を具体的に定めるべき ・各禁止事項について、別途ガイドラインや通達で具体的事例など考え方を示すべきなど 	<p>的に、当該発注事業者に経済的に依存し、従属的な立場に置かれやすいおそれがあることを踏まえ、フリーランスに対する業務委託のうち一定期間以上の取引を対象として、フリーランスに対し行ってはならない行為を定めるものです。継続的な業務委託となる期間の定め方等、規制の在り方については、引き続きフリーランスに係る取引の実態も踏まえながら検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為に対する監視・執行は厳正に行います。
<p>②案2. 方向性 （1）（エ）①～③、⑦関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「フリーランスの責めに帰すべき理由なく」 －事実認定の仕方を明確にすべき －削除すべき －発注者側に立証責任があることを明確にすべき －何が「責めに帰すべき理由」にあたるか指針等で具体的に示すべき －「フリーランスの故意又は重大な過失でないのに」とすべき ・報酬減額（案2. 方向性（1）（エ）②）は、 －契約締結時に一定の条件が成就されなかった場合の減額を当事者間で決めること －経済状況等に起因するもので双方の合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、基本的には業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものです。そのため、「フリーランスの責めに帰すべき理由なく」との要件は適切なものと考えています。 ・何が「責めに帰すべき理由」や報酬の減額に該当するかは、下請代金支払遅延等防止法の解釈・運用を参考としつつ、フリーランスに係る取引の実態を踏まえ、施行までの間に、ガイドライン等で明らかにしてまいります。

	<p>に基づき減額すること までは禁止されないようにすべき など</p>	
<p>③案 2. 方向性 (1)(エ) ④関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通常の相場」: <ul style="list-style-type: none"> ー決定基準、根拠等を明示すべき ー最低賃金を下回らないこととすべき ーフリーランスを本業としている人と副業としている人とで分けて考えるべき ・「通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に」を「通常相場に比べ著しく低い報酬の額又は同様の業務を自社従業員にさせる場合よりも低い報酬の額を一方的に」とすべき ・監視を特に厳しくすべき ・設定根拠不明な価格提示を禁じることを条文上に追加すべき ・取引の多寡に応じて報酬額に一定の差異を設けることは許されるべき ・事業者の創意工夫による報酬額の決定を妨げるものでないことを明確に示すべき など 	<ul style="list-style-type: none"> ・「通常相場に比べ著しく低い報酬の額」の考えについては、下請代金支払遅延等防止法の解釈・運用を参考としつつ、フリーランスに係る取引の実態を踏まえ、施行までの間に、ガイドライン等で明らかにしてまいります。
<p>④案 2. 方向性 (1)(エ) ⑤関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「正当な理由なく」とあるのは「契約書で事前に指定せずに」とすべき など 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化

		を進め、就業環境を整備するものであることから、このように規定しています。
⑤禁止行為の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為を追加すべき <ul style="list-style-type: none"> － 著作者人格権の公表権の不行使を強いること － 作品の転売行為 － 一方的な発注取消し、 － 役務の成果物に関する権利の取扱いを一方的に決定する行為、 － 高額な違約金等を請求する行為、 － 優越的地位を濫用したハラスメントや誹謗中傷を行うこと － 不当な経費負担を強いること － フリーランスによる契約解除権を不当に制限する行為 － 契約解除した場合に不当な金額の費用又は損害賠償を請求する行為 － 一定期間前の契約内容の変更 － 一括下請け（丸投げ再委託） － 建設業など重層下請けで見られる、契約期間終了前の一方的な赤伝処理 － 免税事業者であることを理由とした一方的な取引停止、取引価格の減額、課税転換の強制 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものであるという観点から、遵守事項を規定しています。 ・ 禁止行為の考え方については、下請代金支払遅延等防止法の解釈・運用を参考としつつ、フリーランスに係る取引の実態を踏まえ、施行までの間に、ガイドライン等で明らかにしてまいります。

(7) 就業環境の整備として事業者が取り組むべき事項(案2. 方向性)の(1)(オ)①②関係)

<p>①ハラスメント対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 努力義務ではなく罰則を付けるべき ・ 業務委託を阻害することがないよう過度な義務規定は設けるべきではない ・ セクハラ、パワハラだけでなく、マタニティハラスメントやカスタマーハラスメント、経済的ハラスメントも対象となることを明確にすべき ・ 事業者が講ずべき必要な措置： <ul style="list-style-type: none"> － その内容をより具体化すべき － ハラスメント対策は男女雇用機会均等法等の労働者における対策と同様、発注事業者による従業員への周知・相談窓口の設置・事後の適切な対応等を講じるべき － 具体的な内容を定めるに当たっては事業者・フリーランス双方の視点から総合的な検討を行うべき － 広報や研修等により周知啓発を図るべき ・ ハラスメント専門の相談窓口と第三者機関、メンタルケア相談窓口を設置すべき ・ ハラスメントを行った者への懲戒規定を定め、その内容を通知することとすべき ・ 加害者にカウンセリングや講習を受ける義務を設けるべき <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規定は、事業者によるハラスメント行為について、妊娠・出産等に関するハラスメントを含め、事業者に対してハラスメント対策を講じることを義務付けることで、フリーランスの安定的な就業環境の整備を図ろうとするものです。 ・ 事業者が講ずべき措置の内容等については、指針等においても具体的かつ分かりやすくお示しし、丁寧な周知等も行うことで、実効的なハラスメント対策が講じられるよう取り組んでまいります。 ・ また、令和5年度概算要求において、「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」の対象を、フリーランス等であって労災保険に特別加入している方にも拡大することを盛り込んでいます。
------------------	--	--

<p>②出産・育児・介護との両立への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に配慮を求めるという規定ではなく、罰則を付けるべき ・ 業務委託を阻害することがないように、過度な義務規定は設けるべきでない ・ 「妊娠」についても配慮の対象となることを明確にすべき ・ 冠婚葬祭など文化的な最低限度の配慮も含めるべき ・ フリーランスの意思を尊重したものであるべき ・ 日数の少ない業務委託でも配慮すべき ・ 「一定期間以上の間」を具体的にすべき ・ 事業者が講ずべき必要な配慮： <ul style="list-style-type: none"> － 講ずべき配慮の内容を具体的・詳細に示すべき － 出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止、休業後の元の仕事への復帰等を盛り込むべき など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規定は、フリーランスの妊娠・出産・育児・介護（以下「育児介護等」という。）について、事業者が就業条件等について必要な配慮を行うことで、フリーランスが育児介護等と仕事を両立できる就業環境を整備しようとするものです。 ・ また、事業者が講ずべき必要な配慮の内容等については、現場の実態も踏まえながら検討し、指針等においても具体的かつ分かりやすくお示しするとともに、丁寧な周知も行うことで、フリーランスの希望や仕事の内容、事業者の状況等、個々の当事者間の事情に応じた柔軟な配慮が行われるよう取り組んでまいります。
<p>③その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者がフリーランスに対して配慮する措置を講じた結果、労働法当局や裁判所から偽装請負であると評価されることのないよう、関係省庁間にて協議し、偽装請負の判断基準・指針及び本法制度にて事業者求められる対策・配慮の具体例を、ガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメント対策や育児介護等との両立への配慮等に関して事業者求められる措置や配慮の内容については、当該措置等を講じることで、本制度が意図しない影響が事業者に及ぶことがないように、関係省庁において十分に協議の上、指針等においても

	<p>ライン等で明示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業環境整備のために取り組むべき事項を追加すべき <ul style="list-style-type: none"> －就業環境に係る相談窓口の設置 －委託業務の遂行に関わる安全の確保 －継続的業務委託に対しては健康管理を考慮し就労時間インターバルを導入 －安全衛生管理者の契約書への明記、安全経費（更衣室等の整備や労災保険保険料）の負担、心身の健康管理 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>具体的かつ分かりやすくお示しするとともに、必要な内容が義務を履行すべき事業者に伝わるよう、丁寧に周知を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、現在、フリーランスからの契約・仕事上のトラブルに関する相談に対応するため、関係省庁が連携して、「フリーランス・トラブル110番」を設置・運営しており、引き続き丁寧な相談対応に取り組んでまいります。 ・フリーランスの安全衛生確保については、厚生労働省において、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催しており、引き続き検討してまいります。
(8) その他		
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託開始前の事前予告（契約前にスケジュールが仮押さえされる場合）に関する遵守事項も設けるべき ・契約時に通常より低額の報酬が提示され合意に至らない場合にもフリーランスが職を失うことがないように、「Deferments 契約」（映画製作の現場では、基準報酬より低い分を出資金とみなし事後に利益を回収で 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものであることから、実効性は担保しつつフリーランスに業務委託を行う事業者にとって過度な負担とならない規制とするため、このような規定（案2. 方向性）としています。

	<p>きた後に還元する契約を結ぶことがある)のような形式での契約を選択できるようにしてはどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な業務委託については、信頼関係破壊の法律を参考に当事者間の任意解約権に一定の制約をかけるべき ・今回の制度は「働く」という人の基本的かつ重要な行動等について規律するものであるため、各規定は強行法規とすべき ・契約内容に関する制限規定を追加すべき <ul style="list-style-type: none"> －職業選択の自由を不当に侵害する契約条項は無効とする －フリーランスを取引の適正水準より不当に低い水準に置く契約条項は無効する －独占禁止法の例に倣い、優越的地位の濫用に当たる契約条項は無効にする <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
<p>3. 違反した場合の対応等 (案2. 方向性)の(2)関係)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・抑止力を持たせるため罰則を設けるべき ・排除措置命令や課徴金納付命令、制裁目的の公表は定めるべきでない ・規制の実効性を持たせるため指導監督機関(公正取引委員会/労働局など)を明確にした上で実効性ある人員配置を図るべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分に従わなかった場合には罰則を科すこととするなど、本案が実効性のあるものとなるよう、検討します。 ・お寄せいただいた御意見も踏まえ、措置の実効性を担保しつつフリーランスに業務委託を行う事業者にとって過度な負担と

	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーランスに限らず、全商取引において適正化を図るよう、民事法の分野において取引無効、取引取消などの民事上の効果を生じるような制度を整備すべき ・遵守事項の履行を事業者に促すため、その履行を公契約、補助金支給の条件とすることができるとの規定を設けるべき ・下請法等とのバランスを失することのないような措置とすべき ・発注者が中小・小規模事業者である場合においては、罰則を想定した命令までの措置を行う必要性について、発注者の事情を十分に考慮し、慎重に検討すべき。 ・下請法における運用と同様に、本法制度に基づき当局が事業者による違反の事実の調査に着手する場合、その調査着手前に違反行為を自発的に申し出た上、必要な措置を講じていると認められる事業者については、勧告の対象から除外すべき ・独占禁止法の例に倣い、違反被疑行為について公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決を図る確約手続の規定を設けるべき ・申告に基づいた行政措置で法の履行確保が 	<p>ならないよう検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、本案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものです。よって、取引無効等、民事上の効果を生じさせるような規定は設けないことが適当と考えております。 ・違反行為者が自発的に違反行為を取りやめる等をした場合についてどのように対処するかは、本法案の施行後の事業者の対応状況を踏まえ、その必要性を見極めつつ検討します。
--	---	--

	<p>図れるか懸念がある。実効性あるものとなっているか適宜検証していくべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が広汎な法適用を恐れ必要以上に委縮することが懸念される。制裁的な発動は謙抑的かつ啓発的な運用と運用に関する透明性の高い指針をお願いする ・標準処理期間を明記すべき など 	
<p>4. フリーランスの申告及び国が行う相談対応（案2. 方向性の（3）関係）</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・申告をした場合、対応する部署や行政はどのように対応するのかを明確にすべき。 ・事業者には申告事実が伝わらない形で、行政が対応することが重要。 ・申告者にはフリーランス本人以外（二親等までの親族や委託を受けた弁護士など）も含めるべき ・相談対応や和解あっせん手続は労働局で行うべき ・公正取引委員会や経済産業省だけでなく、労働行政を所管する厚生労働省もしっかり関与する体制を構築すべき ・デジタル・プラットフォームを作り、フリーランスが利用しやすいオンライン紛争解決手段の整備を進めていくべき ・Web 会議システムやラインなどを活用し、 	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定は、フリーランスが行政機関に情報提供しやすい環境を整備し、本法案の法執行を有効に機能させることを目的とするものです。 ・その際、フリーランスの個人情報の取り扱い等にも十分配慮するとともに、関係機関が連携してスムーズに対応できるよう検討します。 ・また、現在、フリーランスからの契約・仕事上のトラブルに関する相談に対応するため、関係省庁が連携して、「フリーランス・トラブル110番」を設置・運営しています。メールや電話でも相談でき、また和解あっせん手続も行うことができることとなっており、引き続き丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

	<p>専門家に効率よく相談できる仕組みを構築すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部国で対応するのではなく、当事者同士の解決を支援する機関を設けるべき ・新法の実効性を高めるため、事業者が理解を深め、フリーランスが業務委託の際の書面交付等を積極的に求めることができるよう、広く普及活動に努めるべき ・教育現場や公共職業紹介所等において、フリーランスと雇用される労働者との間の労働関係法令や社会保険等の違いについての啓発実施を国の責務とすべき ・フリーランスとの取引方針やルールの見直しを定期的を実施していくための事業者の取組（アンケート調査等）に対し、国が支援すべき など 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、本制度の施行に当たっては、制度の内容等について事業者、フリーランスの理解が得られるよう、丁寧な周知等を行ってまいります。
5. その他		
(1) 施行期日等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・施行に際しては、実態を踏まえた十分な準備期間を設けるべき ・施行後一定期間後にフリーランスの意見を踏まえ制度を見直す規定を設けるべき など 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、フリーランスに業務委託を行う事業者に対して新たに義務を課す内容を含むものであることから、システムの変更等の準備も含め、施行までに十分な周知・準備期間を設けることを予定しています。 ・施行後も、フリーランスに係る取引の実態

		やトラブルの動向等を踏まえて、制度を見直す規定を置くことを予定しています。
(2) 政省令・ガイドライン		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の運用には、一律的な規制の適用ではなく多様な実態を踏まえた政省令・ガイドライン等の規律設計が必要。幅広いステークホルダーの意見を聞きながら丁寧に検討を進めてほしい <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に当たって必要な事項については、今後、政省令及び指針等においても定めることとしており、フリーランスに係る多様な取引の実態も踏まえ、関係者の御意見を伺いながら、本制度のあり方を検討します。
(3) 他の法律との関係		
①既存の取引に関する法律との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ既存法律の改正ではなく、新法とするのか、立法意義も含め、明らかにすべき。 ・新法と下請法、独占禁止法との適用関係を明らかにすべき ・小規模事業者からの発注を受ける小規模事業者の取引適正化についても本法で規定するフリーランス保護とのバランスを失うことがないように配慮すべき <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、フリーランスに関し業種横断的に共通する取引上の課題に対応することを目的としており、既存の法律には無い新たな規律を設けるものであるため、新法の形式をとることにしました。 ・本案と他法律との適用関係については、必要な範囲で、ガイドライン等によって明らかにしてまいります。
②労働関係法令との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーランスのうち、実態は雇用労働者である者について、労働関係法令の適用による適切な保護を図るべき。 ・フリーランスのうち、雇用労働者に類似する働き方の者について、現行の「労働者性」 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者性については、令和3年3月に策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」でその判断基準を明確化したところです。まずはその周知を図り、労働関係法令の適用を

	<p>の判断基準を見直し、労働関係法令の適用対象を拡大することを検討すべき。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>適切に行うとともに、この運用状況や裁判例の動向、労働者の働き方の変化等の状況を注視しながら、現行の判断基準の枠組みが適切なものとなっているか不断に確認してまいります。</p>
<p>(4) セーフティーネット</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の検討に加え、自助・共助・控除のバランスのとれた環境構築も必要であり、今後、社会保障制度等の在り方について政府全体で総合的に検討を進めてほしい ・フリーランスが病気・怪我、事故などの場合も安定的に働くことができるよう、セーフティーネットを強化（雇用保険、労災保険の適用）すべき ・継続的業務委託の場合はフリーランスを社会保険の適用対象とすべき ・労災特別加入制度の対象をフリーランスまで拡充すべき ・フリーランス対象の雇用保険制度を創設すべき ・フリーランスにも出産手当金・育児手当金に相当する手当金の支給や、保育園への預け体制の整備すべき <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、フリーランスに係る取引の適正化等に関して必要な措置を講じるものであるため、本案において御意見のような措置を含むものではありませんが、いただいた御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

(5) 議論の場について		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の方向性は、当事者を交えた公開の場で議論を行うことがなくとりまとめられているなど、問題である。 ・ 法律案や雇用類似者を含む更なる政策の方向性をとりまとめるに当たっては、当事者の意見等も十分に踏まえつつ、労働政策審議会において議論すべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の「法制度の方向性」をとりまとめるに当たっては、本年4月の新しい資本主義実現会議において、フリーランスの取引の状況に係る関係資料と論点をお示しし、対応の必要性についてご議論いただくとともに、本年6月に閣議決定された「新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画」において、「取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。」とされたことを踏まえ、内閣官房を中心に、関係省庁において、検討を進めてきたものです。 ・ 今回の「法制度の方向性」については、労働政策審議会雇用環境・均等分科会に報告させていただきましたが、今後も、関係者の御意見を伺いながら、本法案の施行や関連施策の在り方の議論・検討等を進めてまいります。
(6) 案全体に対する御意見		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして働きやすい環境を整備するという点について、本法案の趣旨に賛同する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見として承ります。 ・ 本案は、個人がフリーランスとして安定的に働くことができる環境を整備するため、フリーランスに係る取引の適正化及びフ

	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーランスをその場しのぎで助けるのではなく、フリーランスが事業者と対等な取引ができるよう、手助けを行うべき。 など 	<p>リーランスの就業環境の整備を図るものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種・職種が多岐にわたるフリーランスに関し、業種横断的に共通する取引上の課題に対応するための必要最低限の規律を定めるものであり、制度が実効性あるものとなるよう検討し、運用してまいります。
<p>(7) インボイス制度</p> <p>※意見公募の対象外となる御意見としてインボイス制度に関するものが寄せられたところですが、今般の案に直接関係する事項ではなく、関係省庁と共有の上、これを踏まえ、参考として主な考え方を示します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度の導入を廃止・延期すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度は、複数税率の下で、適正な課税を行うために必要なものとして、法律に基づき令和5年10月から始まることとなっています。 ・円滑な移行を図る観点から、軽減税率制度の実施から10年間の十分な経過措置が設けられています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者が取引排除されないようにすべき ・免税事業者でいた場合に取引価格を引き下げたりされないようにすべき ・課税転換を強要され、価格転嫁を拒否されるようなことがないようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・優越的地位を利用した一方的な価格引下げなどに対しても、独禁法、下請法等の取扱いをQ&A等により明確化し、各事業者団体への法令順守要請を行うなど、免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の整備に取り組んでいくこととしています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス登録事業者となっても新たな事務負担や費用が生じないようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易課税制度を利用すれば、仕入れに関する集計や、インボイス、帳簿の保存がなくとも、売上の集計のみで納税額を計算することが可能となっています。 ・IT導入補助金によりインボイス制度も見据えた中小・小規模事業者のデジタル化による事務負担の軽減や、持続化補助金によりインボイス発行事業者となる小規模事業者の販路開拓などを支援しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」において、個人事業者のプライバシー等に配慮すべき ・ペンネームや芸名等で活動している者の本名・住所が明らかにならない「適格請求書発行事業者公表サイト」にすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーに配慮する観点から、公表サイトの機能のうち、データダウンロード機能において、ダウンロードできるデータから氏名等の情報を削除しました。 ・個人事業者については、原則、氏名・登録番号・登録年月日のみ公表しており、ペンネーム等は本人からの申出があって公表するものです。このため、公表サイトの情報によって、ペンネームと氏名が直接的に結び付けられることはありません。また、住所は公表事項となっております。